

労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会 開催要綱

1 目的

昭和 47 年に有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号）及び特定化学物質等障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）が制定されて以来 40 年余りが経過し、有害化学物質等のばく露環境下の労働者に対する特殊健康診断は定着している。

この間、わが国の産業経済社会の状況の変化や科学技術の進歩等により、化学物質によってはその取扱量や取扱い作業員数が著しく減少するとともに、作業環境の改善も進められてきた。これらの背景の下、スクリーニング検査としての意義が低下する検査項目がある一方で、医学・医療の進歩により追加する必要がある検査項目もあると考えられる。

一方、有害化学物質について、労働者の健康障害防止に係るリスク評価の結果、健康障害発生リスクが高く、特殊健康診断が必要とされるものについては、当該物質を特殊健康診断の対象として追加するとともに、離職者の健康管理の必要性についても検討を行う必要がある。本検討会では、上述のような流れを踏まえ、労働安全衛生法に基づく特殊健康診断の項目等について、最新の医学的知見を基に適切な項目の選定及び見直しを行うとともに、離職者の健康管理の必要性についても検討を行うこととする。

2 検討内容

- ① 有害化学物質等に係る特殊健康診断の項目等について（他の検討会の検討内容に属するものを除く。）
- ② 健康管理手帳の交付に関することについて
- ③ その他特殊健康診断等に関することについて

3 その他

- ① 本検討会に座長をおく。
- ② 座長は検討会の議事を整理する。
- ③ 本検討会は必要に応じ、別紙参集者以外の有識者等の出席を依頼することができる。
- ④ 本検討会は、原則として公開とする。
- ⑤ 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課において行う。
- ⑥ この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会において定める。